

個人番号（マイナンバー）のお知らせ」をお送りします。

厚生労働省からの依頼により医療保険制度の登録データの確認を踏まえ、情報の正確性を担保し、安心してマイナ保険証を利用できるようにすることを目的として個人番号（マイナンバー）のお知らせを送付します。

○マイナンバーの下4桁をご確認ください。

1 枚目 (例)

保険証に表示されている、あなたの保険資格データは、国民健康保険制度のデータベースに登録されており、マイナ保険証をご利用いただける状態となっています。マイナ保険証をお持ちであれば、ぜひ、ご利用ください。

なお、国民健康保険制度のデータベースに登録されているあなたの個人番号（マイナンバー）は、以下のとおりです。万一、異なっている場合には、上記のお問い合わせ先までご連絡ください。

個人番号（マイナンバー）		
****	****	0063
****	****	9012

こちらと、マイナンバーカード裏面の
下4桁が一致しているか確認してください！

こちらと、マイナンバーカード裏面の
下4桁が一致しているか確認してください！

マイナンバーカードを未作成の方は・・・

- ①通知カード（緑色）または個人番号通知書（白色）
（以前に市が送付したものです）
②マイナンバー入りの住民票
にてご確認ください

○送付対象者

福井市国民健康保険に加入している方全員
(令和6年10月1日時点のデータが反映されています)

裏面へ

○よくあるお問い合わせ

Q:このお知らせは、マイナ保険証の登録や利用を強制するものですか。

A:強制するものではありません。マイナ保険証の登録や利用をしなくても、引き続き医療を受けることができますのでご安心ください。

Q:世帯の中で、記載されていない世帯員がいるのはなぜですか。

A:他の保険に加入されている方や、75歳以上で後期高齢者医療に加入されている方は、加入先の医療保険者からお知らせが送付されます。なお、送付時期は医療保険者により異なります。）

Q:このお知らせが届いたのは、マイナ保険証（マイナンバーカードに保険証の登録がされたもの。）の利用登録がされているからですか。

A:このお知らせは、マイナ保険証の利用登録がされていることをお知らせするものではありません。医療機関等にてマイナ保険証として利用するためには、ご自身で登録をしていただく必要があります。また、マイナ保険証の登録状況にかかわらず、保険資格情報は国民健康保険制度のデータベースに登録されています。そのため、国民健康保険加入者全員に確認をお願いしています。

Q:記載されているマイナンバーの下4桁が誤っていますが、どうしたらよいですか。

A:通知の個人番号（マイナンバー）欄にアスタリスク（*）と数字4桁が記載されています。その4桁の数字が12桁のマイナンバーの下4桁となります。誤りがある場合は保険年金課（0776-20-5383）までご連絡ください。

Q:このお知らせを用いて医療機関等を受診することができますか。

A:このお知らせで医療機関等を受診することはできません。

この機会にマイナ保険証の登録、ご利用をご検討ください

○マイナ保険証の登録方法

①マイナンバーカードをお持ちでない方

市民課窓口にて交付申請ができます。詳細は、福井市ホームページ（<http://www.city.fukui.lg.jp/kurasi/todoke/personal/index.html> または 右下のQRコード）をご確認ください。後日マイナンバーカードを受け取られた後②へお進みください。



②マイナンバーカードをお持ちの方で、保険証機能を登録されていない方

マイナポータル、医療機関等窓口にあるカードリーダー、セブン銀行ATMにて登録ができます。